



現場第一主義! 横浜市議会議員 (旭区選出) **やすひろ**

横浜市・旭区のために全力でがんばります!

2007年 12月
December

かがゆ康弘 市政報告

〒241-0821 旭区二俣川 1-5(事務所)
TEL(FAX)・・・366-9381 メール・・・info@kogayu.net <http://www.kogayu.net>

資源・環境施策特集! G30はこう変わる!

平成19年に行われた市会定例会において、ごみの排出やポイ捨てに関する各種条例改正案が可決しました。本市政報告では、それらの内容を整理し何がどう変わるのか解説します。



注目! ごみの収集回数の変更について

目的	G30 の推進により燃やすゴミの量は重量で 30%減、容積で半分になりました。今後更なる効率的なゴミの収集を行い、減量・リサイクルの推進を図るため、収集回数の変更を行います。
変更内容	燃やすごみ: 週 3 回収集から週 2 回収集とします。ただし、7・8月はこれまで通り週 3 回収集します。 (これまで月水金の収集 月・金の収集へ これまで火木土収集 火・土の収集へ) 古紙・古布: 月 2 回収集とします。ただし、資源集団回収の実施状況を踏まえて柔軟に対応します。 変更開始日: 平成 20 年 2 月 4 日から変更します。ただし、事前に十分な周知を行います。

注目! ごみの分別違反者からの過料の徴収について

目的	ごみの分別の徹底を図り、G30 を一層推進するために、家庭ごみおよび事業系ごみの分別等について義務化を行うとともに、ごみの分別違反者に対して改善を図る手続きを定め、違反者には罰則を科します。
変更内容	分別区分に従わずにごみを排出した場合、まずは改善その他必要な措置を講ずるよう「指導」します。その指導に従わずごみを排出した場合、是正するよう「勧告」します。それにも従わない場合に是正の「命令」を行います。「命令」を受けた日から 1 年以内に分別区分に従わずごみを出した場合、2000 円以下の過料に処せられます。上記の 4 回のステップで運用します。当初は分別の出来ていないステーションを中心に指導していきます。本施策の適用開始日は今後検討し、決定していく予定です。(なお、以上は家庭ごみの場合です。)

注目! 自治会等のG30への協力に対する地域還元について

目的	G30 によるごみの分別・減量化が市民のご協力により大きな成果をあげている中、日ごろの取組みに感謝をするため、公益性があり地域に必要な物品を自治会町内会に配布することで、その成果を地域に還元することとします。
変更内容	配布する物品は、カラスよけネット、折りたたみ式ネットボックス、集積場所看板、ほうき・ちりとり、リヤカー、懐中電灯、パトロールベスト、防災用器具など27品目。自治会町内会で取りまとめ、申し込み。 限度額は自治会町内会ごとに「広報配布世帯数×230円」とします。物品の配送時期は平成20年2月中旬から3月末となる予定。なお、本制度はG30が平成22年度を目標年次としていることから今後も継続していく予定。

Key

横浜市ではこれまで、G30 の取組みによって全体のごみ量が平成 13 年度比で 37.4%も減少し、(H19 年 4 月～8 月実績)皆様のご協力で既に G30 の目標である 30%の削減は達成されました。しかし、その内訳を見ると、事業系ごみが大幅に減少しているのに対し、家庭系ごみは人口増加の要因もあり減少傾向が鈍化しています。私たち市民は限りある資源を有効に活用し、地球環境の保護につなげてゆくためにも、出来るだけごみを出さない暮らしを心がけ、リサイクルを進めることが大切です。今回の条例改正は、そのために市民の皆様により一層の分別・減量化をお願いするものですが、一人ひとりができる小さなことを全員で実践しましょう。



注目！ポイ捨て・喫煙 禁止条例について

目的 横浜市ではこれまで、街の美化の観点から「ポイ捨て防止条例」を設けて取組みを進めてきましたが、街には残念ながらまだ多くのポイ捨てや歩行喫煙者が見られます。また、市民からたばこの火によるやけどや服の焼け焦げの危険を指摘する声もいただいております。そこで、街の美化に加えて市民の安全の観点から人通りの多い場所で喫煙禁止地区を設け、違反者から過料を徴収することとしました。



変更内容 下に示す喫煙禁止地区内の屋外で公共の用に供される場所(公有・私有に関わらず、道路だけでなく公園内)では喫煙そのものが禁止されます。(携帯灰皿での喫煙や火のついた「たばこ」を持つことも不可。) 喫煙禁止地区で喫煙した場合、巡回員が「ここでの喫煙は条例に違反している」旨を告知し、喫煙者の弁明や処分決定通知書の交付などの所定の手続きを経て、**過料2000円を徴収します。**(平成20年1月21日から) 過料の徴収は県警OBを含む本市職員16名が従事し、土・日を含む毎日、喫煙禁止地区を巡回します。



こがゆ康弘 活動報告!

帷子川河川敷に桜の木を植樹!

12月3日、小雨の降りしきる中、「帷子川はふるさとの川の会」の主催で帷子川の河川敷に桜の苗木を植樹するイベントに参加しました。当日は、二俣川の看護専門学校の生徒にもお手伝いいただき、今宿団地公園の近辺に背丈1.5mほどの苗木を丁寧に植樹していきました。一昨年に植樹をした桜の木は既に幹の太さが5cmほどに成長し、春にはきれいな花を咲かせるそうです。自分が植えた桜の木、これから毎年、その成長を見守りながら環境保全に努めていきます。



環状7号地下調整池を視察

東京神田川の洪水を防ぐ目的で設置された調整池(環7の地下で直径12.5m、全長4.5km)を視察しました。旭区にも帷子川の洪水を防ぐための地下分水路があります。



第4回定例会日程

- 12月7日(金) 10:00~本会議(1日目) 決算議決、議案上程・質疑・付託
- 12月12日(水) 10:00~本会議(2日目) 一般質問(飯田・五十嵐両議員が質問)
- 12月14日(金)~12月19日(水) 委員会
- 12月21日(金) 本会議(3日目): 議案議決

経歴

- 昭和42年 横浜市鶴見区に生まれる
- 平成4年 早稲田大学大学院修了
- 平成4年 三菱重工業(株)入社
- 平成7年 結婚(現在、3児の父)
- 平成17年 民主党神奈川第6総支部副幹事長
- 平成18年 横浜市議旭区補選で初当選
- 平成19年 横浜市議選挙で2期目の当選

こがゆ康弘プロフィール

- 趣味** 読書、釣り、模型製作、バスケットボール
- 資格** コンクリート技士、1級土木施工管理士...
- 横浜市会での経歴** 水道・交通委員会(H19) 基地対策特別委員会(H19) 民主党政調査会事務局長...

ご連絡は下記まで
お願いいたします

住所: 旭区二俣川1-5(事務所)
電話(FAX): 045-366-9381
メール: info@kogayu.net

小さなことでも
気軽にご相談下さい!

